

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
<ul style="list-style-type: none"> ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること 			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目標名	災害に強いまちづくり		
指標名	自主防災組織結成行政区数		
数値目標	初期値（平成30年度）		42団体
	現状値（令和5年度）		58団体
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	69団体
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	地域の実情にあった自主防災組織を設立及び育成します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
共助の中心を担う自主防災組織の設立により、地域防災力の強化を図ります。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
自主防災組織の設立には地域住民の設立意向が必要となることから、設立の意思がない地区についての対応が課題となっています。特に、区長等から設立への前向きな意向を引き出しても、区の会合等で反対されてしまうこともあり、地域住民全体での防災意識の醸成が課題となっています。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
区長会等の会合や来庁時の窓口等の機会を捉え、未設置行政区の抱える課題に対する助力や自主防災組織の必要性・重要性を説明する機会をつくっていただくなど、未設置行政区への働きかけを一箇所ずつ行って参ります。			

令和6年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒巻 義一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。				
<ul style="list-style-type: none"> ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること 				
2 当課の業務は次の方々のために行われます。				
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。				
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。				
目標名	計画的な備蓄			
指標名	備蓄計画達成率（備蓄食料）			
数値目標	初期値（平成30年度）	83%		
	現状値（令和5年度）	100%		
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-	
		H30当初目標値	100%	
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画			
事業概要	災害の発生に備え、保存食料の備蓄を進めます。			
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。				
災害時における食料品の確保や、供給体制が確立されます。				
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。				
食料品の内容の向上を目指し、年齢や障がいに応じた備蓄食料の導入を進めて参りました。副食の充実が図れていないことが課題となっています。				
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。				
備蓄計画に合わせ最終目標値を維持しつつ、適切なローリングストックを行います。 災害時等における消費分については、適切な数量管理のもと、早期の復旧を図ります。 調査・研究を継続し副食等の内容充実に努めます。				

令和6年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒巻義一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
<ul style="list-style-type: none"> ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること 			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目標名	毛呂山町町内救命講習受講者状況		
指標名	救命講習受講者数（累計）		
数値目標	初期値（平成30年度）		10,028人
	現状値（令和5年度）		12,245人
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	14,500人
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	応急手当の普及啓発を推進します。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
救急件数が増加傾向であり、居合わせた方が早期に応急手当を行う事で救命率の向上と社会復帰に繋がります。また、いち早い応急手当が期待できます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
新型コロナウイルスが第5類になったことで、事業所等の受講回数及び受講者数は増加しました。しかし、広報誌やSNSの活用がうまくできなかったため、一般公募による受講者数の増加には至りませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
救急訓練出向時に普通及び上級救命講習受講を案内するとともに、広報誌やSNSなどを活用した情報発信を行っていきます。			

令和6年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒巻義一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
<ul style="list-style-type: none"> ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること 			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目標名	政策決定過程における男女共同参画の促進		
指標名	各種審議会などにおける女性委員の割合		
数値目標	初期値（平成30年度）		24.9%
	現状値（令和5年度）		27.3%
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	30.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画 第三次もろやま男女共同参画プラン		
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けて啓蒙活動を行います。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
様々な活動場面で全ての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
各所属長宛に各種審議会委員の選考において、積極的に女性の登用を推進する旨の通知を发出了しましたが、一部の審議会において女性委員が減少したため、目標達成には至りませんでした。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
各所属長に対して、各種審議会等委員の選任について、積極的に女性の登用を推進するよう働きかけます。			

令和6年度 目標設定書（総務課）

総務課長 酒巻義一

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
<ul style="list-style-type: none"> ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること ・条例・規則などの制定改廃に関すること ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること 			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目標名	友情都市をはじめとする地域間交流の推進		
指標名	地域間交流事業数		
数値目標	初期値（平成30年度）		9件
	現状値（令和5年度）		11件
	最終目標値 （令和6年度）	R6時点目標値	-
		H30当初目標値	12件
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	平成20年2月に友情都市を締結した宮崎県木城町をはじめ、他自治体との交流事業の推進を図ります。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
他地域との異なる文化・産業の交流によって自らの文化を再認識し、人々の交流を通じて町の活性化を図る効果が期待されます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
<p>令和5年度は友情都市交流事業として、10月の木城町町制施行50周年記念式典への参加、11月の毛呂山町産業まつりにおける木城町の訪問、学校間交流事業における図画作品、書写作品の交換・展示を行いました。</p> <p>また、企画財政課所管分の川越都市圏まちづくり協議会において、交流事業、婚活事業等8事業を行いました。コロナ禍以前の取り組みを再開しましたが、新たな交流事業の検討や提案等には至りませんでした。</p>			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
<p>令和6年度は10月の木城町ふるさとまつりへの参加、令和7年2月に予定されている毛呂山町合併70周年記念式典（仮称）における木城町との交流を予定しています。</p> <p>また、教育委員会における新事業として、令和6年度から両町の小学生同士の訪問・交流事業が開始され、住民の交流（小学生）という新たな交流事業が展開されます。</p>			